（指名競争入札・最低制限価格制度・契約保証要）

入　札　条　件

1　電子入札

本件は、安芸高田市の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、安芸高田市電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）の適用を受ける。

電子入札システムを利用できるものとして登録されている者（以下「利用登録者」という。）は、電子要領に定めるところに従い、電子入札システムを利用して手続を行わなければならない。ただし、やむを得ない場合において市長から書面参加の承認を得た利用登録者（以下「書面参加者」という。）は、それ以後の書類の提出を書面によって行うものとする。

2　入札保証金

免除する。

3　契約保証金

工事請負契約の締結にあたり、契約保証金（請負代金額の10分の1以上。低入札価格調査制度適用工事において、調査基準価格を下回る価格で入札をした者については10分の3以上。）を契約締結の日（契約の締結に議会の議決が必要な工事においては、安芸高田市議会の議決の日）までに納付すること。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する（現金と保険等の併用及び複数の保険等を組み合わせることは認めない。）。

4　入札方法

(1)　電子入札システムを利用して入札を行う電子入札案件（以下「電子入札案件」という。）においては、電子要領に従わなければならない。入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書及び工事費内訳書を提出すること。ただし、電子要領で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者は、持参により入札書及び工事費内訳書を入札執行者に提出することができる。

(2)　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に該当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　電子入札案件においては、設計図書に対する質問への回答及び修正事項等がある場合は、電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページに掲載するので、入札書を提出する前に当該ページを確認すること。

(4)　設計図書に対する質問がある場合は、次に掲げる期間内に「設計図書に対する質問・回答書」を作成の上、メール又は持参により提出すること。回答は、設計図書の閲覧期間終了までの間、設計図書の閲覧場所において閲覧に供し、電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページにおいても閲覧に供する。

受付期間　閲覧開始日から開札予定日の6日前まで毎日（休日を除く。）
午前9時から午後4時30分まで

メール送付先　nyusatsu@city.akitakata.jp（必ず事前に電話連絡の上、送付すること）

持参場所　安芸高田市企画部財政課入札・検査係（安芸高田市吉田町吉田791番地）

(5)　電子入札システムを利用した入札及び電子要領で定める手続きを経た書面による入札以外の入札は、認めない。

(6)　提出された入札書の書換え、引替え又は撤回は認めない。

(7)　安芸高田市財務規則第92条の規定等に基づき、次の各号の一に該当する場合、当該入札は無効とする。

ア　入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。

イ　入札を取り消すことができる能力を有しない者の意思表示であるとき。

ウ　契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

エ　入札者が2以上の見積をしたとき。

オ　他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。

カ　入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

キ　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

ク　入札が1であるとき。

ケ　入札に際しての注意事項に違反したとき。

5　工事費内訳書の取扱い

(1)　この工事は、入札参加者から入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
入札の際に、工事費内訳書の提出がない場合、入札に参加することができない。

(2)　記入上の留意事項

ア　【様式1】工事費内訳書（表紙）

(ｱ)　入札者の住所、商号又は名称、工事名及び工事場所を記入すること。

イ　【様式2】工事費の内訳

(ｱ)　工事名、工事場所及び入札者の商号又は名称を記入すること。

(ｲ)　工事費内訳書に記載されている費目などのうち、レベル3又は中科目まで記入とすること。

(ｳ)　工事価格は、入札価格と同額であること。
なお、工事価格が複数設定されている工事費内訳書においては、工事価格の合計と入札価格が同額であること。

(ｴ)　諸経費等については、適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。
なお、工事費内訳書で本工事費、付帯工事費、補償工事費等、費目が複数設定されている場合は、それぞれの費目 毎に諸経費等を記入すること。
また、施工箇所が点在する工事や災害復旧工事などで何箇所か工事個所がある場合も、そ

れぞれの箇所毎に諸経費 等を記入すること。

(ｵ) 材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建 設工事従事者の安全及び健康の確保の促進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事 従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛 金の見積額を記入すること。

なお、材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金については、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、次のように記入すること。

(全額計上が困難)「算出不能」、「計上不可」等と記入

(一部計上が困難) 計上可能な分のみ記入し、「＊＊＊（一部計上)」円等と記入

※「算出が困難な場合」とは、適用された積算方式において各経費を分離することが困難な場合を想定しており、単に下請事業者が未定、積み上げ対象が多岐に渡る等の理由による場合は含まない。

※ 法定福利費はこの取扱いの対象外である。

また、建設業退職金共済契約に係る掛金について、納付の対象となる労働者がいない場合（下請予定業者を含め、建設業退職金共済制度の加入事業者がいない場合など）は、金額の欄に「－」と記入すること。

(3) 提出方法等

ア 書面により入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

イ 電子要領に基づく電子入札システムにより入札に参加する者は､入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付すること。

ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合は、求める全ての様式を書面により提出すること（電子ファイルと書面の併用や、両方での提出は認めない。)。 なお、この場合においては、電子入札システムへ「工事（業務）費内訳書持参提出連絡票」を添付すること。

ウ 書面によらない場合は、Microsoft Excel、Microsoft Word 又は Adobe Acrobat Reader で閲覧・印刷可能なものとする。

なお、書面参加者は、書面により工事費内訳書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。

(ｱ) 提出者の商号又は名称

(ｲ) 工事費内訳書が在中している旨

(ｳ) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

エ 上記により難い場合は、別に定める。

(4) 次に該当する者は失格とし、落札者としないものとする。

ア 全般

(ｱ) (2)で記入を求める様式が開札時に提出されていない場合

(ｲ) (3)で規定する提出方法によらない場合

イ　様式１

(ｱ) 入札者の住所、商号又は名称が適切に記入されていない場合

(ｲ) 当該工事の工事名及び工事場所が適切に記入されていない場合

ウ　様式２

(ｱ) 当該工事の工事名が適切に記入されていない場合

(ｲ) 入札者の商号又は名称が記入されていない場合

(ｳ) 設計図書に示す工事数量総括表に記載されている「費目・工種明細など」、「単位」、「数量」が漏れなく適切に 記入されていない場合、及びそれらの「見積額」が記入されていない場合。

なお、工事費内訳書に記載されている費目などのうち、レベル3又は中科目まで記入し、レベル4又はレベル4相当は記入不要とする。

(ｴ) 工事価格（工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計金額）と入札金額が異なる場合

(ｵ) (2)イ(ｵ)の見積額が記入されていない場合。ただし、(2)イ(ｵ)のなお書き及びまた書きの場合は除く。

(5)　提出された工事費内訳書の引換え、変更、撤回（取消）又は追加等は認めない。

(6)　提出された工事費内訳書は、返却しない。

(7)　提出された工事費内訳書は、必要に応じ建設Ｇメン、許可行政庁、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。

(8)　提出された工事費内訳書について、安芸高田市情報公開条例（平成 16 年安芸高田市条例第 14 号）第 5 条に基づく開示請求があった場合、同条例第 10 条の不開示情報（例えば営業情報等）に該当するものを除き、開示対象となる。

(9) 工事費内訳書については、ここに記載のもののほか、安芸高田市のホームページに掲載する「お知らせ」等によるものとする。

工事費内訳書（様式）は、安芸高田市のホームページからダウンロードできる。

トップページ＞事業者向けの情報＞入札・契約　各種様式集

6　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)　入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

ア　指名の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱第2条第1項に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）、安芸高田市発注工事における下請負の制限基準2に規定する下請制限又は安芸高田市の物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領第3条に規定する契約制限の対象となっていないこと。

イ　指名の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと。

ウ　会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。

エ　地方自治法施行令第 167 条の4に該当する者でないこと。

(2)　開札日において(1)の要件を満たさない者の入札は無効とする。

7　配置技術者及び現場代理人の取扱い

(1)　建設業許可における経営業務の管理責任者又は営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）の配置は認めない。ただし、技術者の専任性が求められる工事にあっては次のアの要件を満たす場合、専任性が求められない工事にあっては次のア、イのいずれかの要件を満たす場合には、当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、例外的に配置を可能とする（アの要件を満たす場合は本件工事に限る。また監理技術者としての配置は次のアの要件を満たす特定営業所技術者に限る。）。

ア 建設業法第 26 条の5第1項の要件をすべて満たすこと（経営業務の管理責任者の場合、同項第1号の「当該営業所」 を「主たる営業所」と読み替えて準用する。）。

イ 次の要件をすべて満たすこと。

(ｱ) 当該営業所（経営業務の管理責任者の場合は、主たる営業所）において請負契約が締結された建設工事であること。

(ｲ) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

(ｳ) 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。建設業法第26条第3項による工事現場ごとに専任の者でなければならない主任技術者又は監理技術者については、次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。

(2)　建設業法第26条第３項による工事現場ごとに専任の者でなければならない主任技術者又は監理技術者については、次に 掲げる基準を満たす技術者を配置できること。

ア 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合 していない者については、両方を有するものであること。

(3)　現場代理人については、所属建設業者と直接的な雇用関係にあること。

8　落札者の決定方法

(1)　落札候補者（予定価格以下の価格で入札を行った者のうち最低価格入札者をいう。）について、工事費内訳書の審査を行う。審査の結果、適格である場合はその者を落札者として決定するものとする。無効とされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、くじ引きによって（電子入札案件においては電子くじによって）落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行うものとする。

(2)　落札者の決定がなされた場合には、その旨を当該工事の入札に参加したすべての者に通知するものとする。

9　免税事業者である旨の届出

工事請負契約書に記載すべき事項を確認するため、免税事業者（予定を含む。）は落札決定後、直ちに免税事業者である旨を届け出ること。

10　経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出

(1)　落札者となった者は、契約を締結すべき日に、当該日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。

(2)　(1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出を拒否した者については、この工事の請負契約を締結せず、また、指名除外措置の対象とする。ただし、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 500 万円（建築一式工事にあっては、1,500 万円）未満である場合は、この限りでない。

(3)　(1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しないまま落札決定の日から5日を経過した場合も、原則として、(2)と同様とする。

11　建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（下記≪対象建設工事の定義≫参照）を請け負おうとする者は、法第12条第1項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付（書面の交付に代えて、電子契約システムにより提供する場合を含む）して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第7条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付（電子契約システムにより、これに代わる措置を講ずる場合を含む）しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日（安芸高田市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明（事前説明）をした後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第7条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

(1)　「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。

(2)　「法第13条及び省令第7条に基づく書面」は、別紙（13条関係様式）により作成すること。

(3)　「法第13条及び省令第7条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」は直接工事費とすること。

(4)　「法第13条及び省令第7条に基づく書面」中の「再資源化等に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとすること。

≪対象建設工事の定義≫

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア） 特定建設資材（1 品目以上）

①コンクリート

②コンクリート及び鉄から成る建設資材

③木材

④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建 築 物 解 体 工 事	床面積の合計　80 ㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計　500 ㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額　1 億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額　500 万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

12　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

13　工事着手日

工事着手日は、仕様書閲覧時に示した建設工事請負契約条項の予定工期（着手日）にかかわらず、契約締結日の翌日とする。ただし、工事着手日選択型契約方式を適用した工事については、別記「工事着手日選択型契約方式について」による。

14　前払金

前払金は、安芸高田市建設工事執行規則第44条により、請負代金額が130万円以上の場合で、保証契約の証書を寄託し、請負代金額の4/10を請求することができる。

15　中間前金払と部分払の選択

(1)　中間前金払の対象となる工事における中間前金払と部分払の選択は、受注者が発注者にいずれかの請求書を提出することで行う。

(2)　受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。この場合には、建設工事請負契約約款第37条第6項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、建設工事請負契約約款第38条の3第2項の部分払金の額の算定式の当該会計年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む）ものとする。

(3)　受注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、建設工事請負契約約款第34条第3項及び第4項は適用しない。

ただし、当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、翌会計年度以降の出来高予定額に対する中間前払金については請求することができる。

(4)　その他中間前金払に関することについては、安芸高田市建設工事請負代金中間前払金制度事務取扱要綱の規定によるものとする。

16　部分払の回数

部分払の回数は、次の基準を超えないものとする。ただし、請求は月１回を超えることができない。

請　負　金　額	部分払の回数
1,000万円未満	1 回
1,000万円以上5,000万円未満	2 回
5,000万円以上1億円未満	3 回
1億円以上	4 回

17　保証債務履行請求期限

銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合による保証を選択する場合は、保証債務履行請求期限を保証期間経過後6か月以上確保すること。

18　社会保険の加入に関する下請指導

受注者は、この工事を施工するために下請契約を締結する場合は、国が定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に従うものとする。

19　下請負人の健康保険等加入義務等について

社会保険等未加入対策の取扱いは次のとおりとする。

(1)　受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第 2 条第 3 項に規定する建設業者及 び同法第 3 条第 1 項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人（同法第 2 条第 5 項に規定する下請負人をいう。以下同 じ。）としてはならない。

ア　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

(2)　(1)の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等 未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア　受注者と直接下請契約（建設業法第 2 条第 4 項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

(ｱ)　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合

その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(ｲ)　発注者の指定する期間内（原則 30 日）に、当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出の義務を履行した事 実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ　アに掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

(ｱ)　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると 発注者が認める場合

(ｲ)　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当 該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3)　受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該各号に定める額を違約金として発注者の指定する期 間内に支払わなければならない。

ア 社会保険等未加入建設業者が(2)アに掲げる下請負人である場合において、同号(ｱ)に定める特別の事情が認められなかったとき又は受注者が同号(ｲ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。 受注者が当該社会保険等未加入建 設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額

イ　社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において、同号(ｱ)に定める特別の事情が認められ ず、かつ、受注者が同号(ｲ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額

(4)　発注者は、受注者が(3)の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名除外措置及び 工事成績評定点の減点を行う。

20　その他

(1)　書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2)　提出された書類は返却しない。

(3)　指名通知後、契約締結までの間に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事予定現場の状態が変動するなど、やむを得ない事由が生じたと発注者が判断したときは、入札を中止若しくは延期する場合又は契約を締結しない場合がある。その場合、入札参加者又は落札者が契約又は工事の準備のために要した費用、損害等については、入札参加者又は落札者の負担とする。